

令和元年度第3回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議 題	茅ヶ崎市駐車場の指定管理者選定に係る募集要項について
日 時	令和元年8月2日(金) 12時00分 開会 12時50分 閉会
場 所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室5
出席者氏名	藏田幸三委員長、山本裕子副委員長、小山道昭委員 (事務局・行政改革推進室) 白鳥行政改革推進室長、関谷室長補佐、岡崎主査、大橋主任 (施設所管課・安全対策課) 熊切安全対策課長、藤原担当主査、小牧主事
資 料	・令和元年度第3回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会次第 ・茅ヶ崎市駐車場の指定管理者選定に係る募集要項一式
会議の公開・非公開	非公開
非公開の理由	行政の内部的な審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため(茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号)

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

本日は御多忙のところ、またお暑いところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

日程調整の不手際により、お昼の時間帯の開催になりましたこととお詫び申し上げます。

本日の進行を務めさせていただきます、行政改革推進室の白鳥でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則第6条2項に基づきまして、本委員会4名のうち、現在3名の出席で、過半数となっておりますので、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、牧瀬委員からは欠席の御連絡をいただいております。

また、本日は、施設所管課の安全対策課の職員が出席をさせていただきます。

【施設所管課職員紹介】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

続きまして、事前にお送りさせていただきました資料等の御確認をお願いいたします。

【配布資料確認】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

次に、本議題の公開、非公開についてお諮りをさせていただきます。

今回の議題は、公募型プロポーザルにて指定管理者を募集する茅ヶ崎市駐車場の募集要項に関する議論でございます。市の内部情報に当たるため、非公開とさせていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

本日の委員会の流れでございますが、指定管理者の募集を行う施設や作成を行った募集要項の概要及び次期指定管理者に期待する点などについて、施設所管課より説明をさせていただきます。その後、委員の皆様から募集要項に関しての御提案、もしくは御不明な点について、御意見、御質問をいただければと思います。また、委員の皆様の中で御議論いただきまして、修正事項等の有無について取りまとめていただければと考えております。

それでは、進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき藏田委員長をお願いをいたしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

(藏田委員長)

会議を進行させていただきたいと思っております。

ただいま事務局から説明がございましたとおり、本会議は非公開で実施させていただきますので、よろしく申し上げます。

最初に、本日の委員会の議事録署名人を指名させていただきます。審議会等の長と審議会等の長が指名した委員が署名するということでございますので、小山委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(小山委員)

了解しました。

(藏田委員長)

それでは、次第に沿いまして、施設所管課の安全対策課から御説明をお願いいたします。

(事務局) (熊切安全対策課長)

それでは、安全対策課より茅ヶ崎市駐車場の指定管理者募集要項の概要につきまして説明させていただきます。

駐車場につきましては、市役所、総合体育館、市民文化会館のそれぞれの駐車場と茅ヶ崎市駐車場の4つを合わせて、行政拠点地区駐車場としておりまして、市民の利便性の向上及び受益者負担の原則に基づく公平性確保の観点から、効果的・効率的な駐車場の管理運営方法としまして、有料化を図り、管理運営について指定管理者制度を導入しております。

令和2年度から令和5年度までにつきましても、引き続き指定管理者の募集を行うものとしていきます。

続きまして、指定管理期間について説明させていただきます。内容につきましては、要項の3ページに記載させていただいていますが、第1駐車場につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間を指定期間にさせていただいております。この1年間という期間につきましては、耐震改修工事を令和3年から4年度に予定しております。耐震改修を行うまでにおいて、行政拠点地区全体の駐車場需要等の状況を踏まえながら、民間を活用した効率の良い再整備手法も含め検討していくことから、令和2年度のみ指定管理とさせていただいております。

第2から第4駐車場につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4カ年を指定期間とさせていただいております。

主な業務内容としましては、要項の2ページ及び運営の基準の2ページに記載させていただいております。

次に、管理の範囲におきましては、運営基準の8ページに詳細もあるのですが、1つ目としまして、第1駐車場は建物を含めた全てを指定管理者が行うとしていきます。2つ目としまして、第2駐車場は、施設再編整備課が設置したものにつきましては用地管財課、指定管理者が新設や既設のものを変更し設置したものは指定管理者の管理としていきます。3つ目として、第3駐車場及び第4駐車場は、駐車場出入り口におけるゲートやシャッター、料金事前精算機、入出庫警報・駐車場誘導・駐車場利用案内・満空表示などのサイン、駐車場内の照明及び認証機、その他駐車場を適正に運営するに当たって必要な駐車場機器等の新設や既設を変更して設置したものは指定管理者、それ以外の建物や付帯設備などは総合体育館、市民文化会館の指定管理者の管理とさせていただいております。

今回の評価の重点事項としましては、別紙の最後に指定管理者の選定審査評価表というものがございまして、主に当課が期待するものとしまして、まず1つ目として、渋滞緩和

の対策になります。市役所の北側市道に渋滞の発生が想定されます。また、各駐車場周辺の道路の渋滞の対策をどの様に対応をするかという点の提案を期待しております。

2つ目には、納付金の提案額です。こちらにつきましては、利用料金の収入見込額から駐車場の管理運営に要する費用を差し引いた額を最低保証額としています。収入見込額を上回る収入があった場合には、超過分を市と分配することとしています。

3つ目としましては、利用料金の徴収及び減免を効果的・効率的に行う方策ということになりまして、主に重点としてこの3つを挙げさせていただいています。

最後に募集のスケジュールになりますが、募集要項の5ページに記載があります。

以上となります。

(藏田委員長)

御説明ありがとうございました。募集要項の内容につきまして、御質問及び御意見等を頂戴していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(小山委員)

1つよろしいでしょうか。募集要項の2ページの駐車場の概要ということで、第1から第4駐車場について、車両の種類や入出場時間という記載があります。一方、別紙3に各施設の一覧という表がありますが、一致していない箇所があると思っております。要は、別紙3に書いてある各施設の一覧、上から住所、開館時間、休館日、開設時期という様に書いてあります。現在の駐車場利用時間という欄が下から3行目にありますが、今回募集するに当たっては、何時から何時までこの駐車場が利用できるのかといった点が曖昧ではないかと感じます。それと、先ほど言った募集要項の2ページの3の(1)各駐車場の入出場時間等との整合性が取れていないという気がします。その辺は合わせたほうが良いと思っておりますが、いかがでしょうか。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

利用時間等につきましては、条例等とも兼ね合いがございます。利用料金についても同様ですが、その辺に準じた条件で募集させていただいた中で、当課としてもより良い提案を採用させていただきたいと考えております。

(小山委員)

最低限、何時から何時まで営業を期待されているのですか。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

募集要項に記載のとおりです。

(小山委員)

別紙3に書いてある各施設の一覧の中で、上から3つ目の開館時間という記載と下から3つ目の現在の駐車場利用時間、それと募集要項との時間の整合性がとれているのかなという気がします。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

別紙3の上から3行目の開館時間につきましては、市役所、体育館、文化会館の建物自体の開館時間を記載しています。下から3行目の駐車場の利用時間という箇所です。駐車場の時間を記載しているところです。

(小山委員)

そうすると、別紙3の開館時間というのは、駐車場ではなくて施設の開館時間であって、それに対して現在の駐車場、現在行っている利用時間は下から3行目に記載してあるということですか。一方、それとは異なるけれど、今回の募集要項では、入出場時間については、2ページに書いてあるとおりで募集しますという意味ですね。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

そうですね。入出場時間についても、要項と別紙3の下から3行目も同様の時間を記載させていただいています。

(小山委員)

それとは異なるでしょう。

(山本委員)

一緒だと思います。

(小山委員)

一緒でしょうか。

例えば、第1駐車場がありますが、平置き駐車場は「6時から24時、24時から翌8時」は入出庫不可となっておりますが、募集要項ではなっていないかと思います。

(山本委員)

下の大型のところは平置きなのです。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

立体駐車場という箇所がわかりづらいかもしれませんが、そこが要項の普通自動車に対応するところにして、大型、中型、二輪車というところが平置きの部分になっております。

(小山委員)

大型は、募集要項では6時から24時までという記載になっていますが、現状では24時から翌8時までには入出庫不可と書いてあると思います。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

申し訳ありません。ここは翌6時ですね。そこは修正させていただきます。

(小山委員)

第2から第4駐車場の全てがそうですね。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

第2から第4駐車場は、8時から23時までの利用時間となります。

(小山委員)

これは良いのですね。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

そうです。

(小山委員)

わかりました。些細なことをすみません。

(藏田委員長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

(山本委員)

先ほど、期待することで幾つかポイントを挙げていただきましたが、募集要項にはその

点について触れている部分が見当たらないと感じたのですが、いかがでしょう。応募をされる企業に対して、こういうところを特に希望しますというものが要項の中には示されていないのではないかと感じたのですが、どちらか記載がある場所がありましたら教えていただけますか。

(事務局) (熊切安全対策課長)

運営の基準の4ページに記載がございます。

(山本委員)

運営の基準に記載ということですね。

(藏田委員長)

他はいかがでしょう。

教えていただきたいのですが、最低保証額がございますが、どのようなものなのかもう一度御説明いただきたいと思います。また、それを評価する必要があると思うのですが、その評価方法は、例えば、一番良い事業者は100点で、2位が50点という形になるのでしょうか。もしくは、最高金額が100点で、そのあとは割合で70点、80点と付けていくのでしょうか。どのように評価されるのか教えてください。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

別紙10の2-3-2号様式で提案していただければと思っています。そこで各社提案を比べるということになるかと思いますが、評価表の点数の付け方ですが、別紙12に評価表を添付させていただいておりますが、その3の収支計画で点数を付ける様になっております。最終的に総合評価点100点の中の書類審査が60点満点で、面接審査40点満点となっております。この表自体は160点満点というつくりになっておりますので、それを割り返した点数を計算して評価をするというのが計算方法になっております。

(藏田委員長)

わかりました。

その御説明を伺った上での質問ですが、そうだとするとこれは重視する項目の1つですよ。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

そうです。

(藏田委員長)

重視する項目の1つで、例えば、かなり頑張って市へ高い最低保証額を提示して下さった事業者がいたとします。でも、その一生懸命頑張った金額で何10万円、何100万円という差が他の事業者と仮にあったとしても、評価表としてはこの1項目の5点満点しか評価をしないということではよろしいですか。

価格をそれなりに評価するのであれば、それ単体での項目が必要かなと思いますし、さらには、他の評価項目と同列に同じ配分の点数しか振らないというのはどうなのかなという気がします。普通に考えると、事業者は一生懸命計算すると思いますが、一生懸命提案したわりには評価が5点満点というのはバランスを欠くと思っています。

単純に金額を評価するというのではないにしても、金額はかなりウエイトとしては大きいのではないかと思うので、恐らく別立てでないとおかしと思うのですが、その点どうでしょうか。他の項目の数とかを考えると危機管理の項目はたくさんあるわけですが、この中の1つと、この金額の何10万円、何100万円の違いも同じという評価の仕方は果たしてどうでしょうか。特に重視するというのであれば、評価の仕方というか、適切に評価する方法を考えた方が、民間事業者は一生懸命提案するのではないかと思います。

(事務局) (熊切安全対策課長)

委員おっしゃるとおりだと思いますので、もう少し内容を精査して、どのようにするかは検討し回答させていただければと思います。

(藏田委員長)

ありがとうございます。

もう一回教えてもらいたいのですが、最低保証額は何となく理解ができます。収入があって、運営に掛かった費用を事業者として差し引いてもらって、残った額を市に納めますということですね。

(事務局) (熊切安全対策課長)

はい。

(藏田委員長)

最低保証額ですね。これは一生懸命売上を上げて、経費を縮減して下さる提案が良いとなると思うのですが、別紙の「収入見込額を上回る収入の市への分配率」と書いてあるわけですが、これはどういう意味なのでしょう。例として書いてある、第1駐車場の30

年度を見れば、例えば、100万円と書いてある中で150万円の売上があった場合は、最低保障額ではなくて分配率でその分を足すのかどうなのかなど、ここが少しわからなかったもので教えていただきたいのですが、具体的にどのような計算になるのですか。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

ここの記載は、第1から第4駐車場のそれぞれで1,000万円ずつ収入があり、合計4,000万円の収入となっております。この4,000万円が収入見込額となるわけです。

(藏田委員長)

これは収入見込額ということになるのですね。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

はい。想定される収入見込額を上回った部分から支出を差し引いて、プラスの部分が最低保証額より上回った場合についての分配率ということになりまして、そこを何%にするかというところですね。ここが仮に50%であれば、お互い半分半分になります。50%であれば、お互いプラスの部分は半分半分に分けるという意味の分配率をここに入れていただくということになります。

(藏田委員長)

わかりました。

そうだとすると、算数的な質問なのですが、第1から第4駐車場それぞれ達成している駐車場と達成していない駐車場が出てくると思うのです。収入見込額は駐車場ごとに設定されるわけですから、100万とかそういう数字が出てくるわけです。達成している駐車場からは最低保証額が取られる。達成していないところもあるわけですね。逆に言うと、例えば第1駐車場で達成していて分配金が取られる。他の駐車場は達成していない。もしくは、達成していなくても払わされるわけですね。今おっしゃった説明だと、果たしてそういった場合に、分配率という考え方はどのように適用されるのか単純に業者から質問が出るのではないかと思います。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

この考え方については、第1から第4駐車場の合計の収入が上回った場合を想定していますので、それぞれ1つ1つというわけではありません。トータルの行政拠点地区の駐車場全体として収入が上回ったらどうかというところで、そこに対しての分配率ということを行っています。

(藏田委員長)

市への最低保証額を超える分配率が正しいのかどうかというのをチェックする必要があると思うのですが、指定管理者としてはなるべく支払いをしたくないわけであって、そうだとすると、掛かった経費をより高く見積もるといようなことになるわけです。収入の部分は何らかの記録があると思うのでごまかしようがないと思うのですが、民間事業者の場合は、当然間接費もかかってまいります。ここに掲げられている支出額もしくは実績として上がってきた収入が足りなければ問題は起こらないと思うのですが、収入が仮にプラスになった場合、分配をより少なくすることを考えたときの指定管理者側の支出額の妥当性をどう市として確認するのか、そして市民に対してどう説明するのが課題になってくると思うのですが、その点はいかがですか。

第1から第4駐車場に人を配置して、その人の直接経費はごまかしようがないと思うのでそれは良いと思うのですが、当然システムでもやっているわけですから、そのシステム利用料だとか、もろもろそういったものについては市側からは事後的に精査しにくいと思います。その点公費が関わってくることになるので、適正な形で評価をして、お支払いをする、もしくは事業者にとっていただく必要があると思うのですが、その点これまでも同様のことをされていらっしゃると思うので、どのような形になっていますか。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

もう一度確認します。納付金とか最低保証額というのは、利用料金の決算額になるのですか。

提案をいただくときに支出の部分が多い、少ないということについては、今も指定管理をやっているのでその実績の金額を踏まえたいと思っています。あまりにも額が大きいということがあれば、そこは直接指摘をして聞いてみたいというところです。あと、分配率も提案していただいた額で4年間やらせていただくので、仮にある1年がすごい売上が多くてということがあったときでも、当初の最低保証額というのは当然支払っていただきます。最低保証額を超えるパーセンテージで売上をいただくということについても例年行っています。そこについては、最低保証額プラスアルファというところで、実績等々を踏まえながら指定管理者と協議しながら行っていくものと考えています。

(藏田委員長)

私の質問は御説明いただいた内容で別に計算の仕方とかは良いのですが、提案時は売上見込みとこれぐらい掛かるだろうという見積もりを立てて審査しますね。それが一定程度、合理性があるから認めるわけですのでそこまでは良いのです。その先ですね。実際に1年

目が終わりました。終わったときに決算が出ます。事業者に幾ら掛かったのですかと聞けば、収入がわかっていますので、それに対してこれだけ掛かりましたという数字を申告して、その差し引き額を市に納めるわけですね。この考え方で問題ないでしょうか。申告したどおりに金額を払うという約束ですか。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

基本的には、提案していただいたときの提案額が最低保証額いくらと決まっています。その年に収入がすごく減ってしまって、支出が増えたとしても、最低保証額はもう決まっていますので、そこはお支払いしていただくという形になっています。

(藏田委員長)

なるほど。それは事業者によく説明しておいたほうが良いですね。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

その辺は説明会でも説明させていただきます。

(藏田委員長)

「利用料金収入見込額から駐車場の管理運営に要する経費を引いた額を納付するものとします」という記載を普通に読むと、見込額からかかった経費を引いたものとなると思います。しかし、実際はそうではないのですね。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

そうです。提案書の書式に4年分書いていただくので、そこに金額を入れていただくこととなります。それについては説明会でも事業者には改めて説明させていただこうと思います。

(藏田委員長)

わかりました。その意味で言うと、今度は逆の問題も起こってくると思います。逆の問題がどういうことかという、経費が下がっていたとしても、その金額のままでいってしまうということですね。要はプラスの分もないかわり売上が下がっても、言ったとおりの金額を納めなければいけない。逆に言うと、業者から言えば、最初の方に例えば、A、B、C、それぞれ100万でやりますというふうに申告して認められてしまえば、その後、実際、営業努力をされて経費削減されたとしても、それについてはポケットに入れて良いということですね。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

結果的にはそういう形になります。収入が上回れば当然そこは分配率で入ってくるということになります。

(藏田委員長)

そこがどのように見えるのかがポイントだと思います。では、上回った分については分配率で評価するものの、経費削減効果については、そのまま事業者の収入として良いということですね。

(山本委員)

最低保証額と分配率に関しては、提出いただく書類ですとわからないのではないのでしょうか。

(藏田委員長)

別紙があります。

(山本委員)

別紙で作成してもらおうということでしょうか。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

そうです。

(山本委員)

事業計画書の納付金というのは、提案書で示した金額を入れていただく形でつくってくださいということですね。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

はい。

(山本委員)

事業者としてはこれではわかりづらくないですか。できれば納付金の欄にリンクするということを表示していただいたほうが良いと思います。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

そこはもっとわかりやすいように改めさせていただきます。

(藏田委員長)

他はいかがでしょうか。

(小山委員)

今の最低保証額にも関連する気がするのですが、別紙5で現在の駐車場の料金体系を出されています。これは基準がありますよね。

(藏田委員長)

条例があります。

(小山委員)

条例の11条か何かで定められているその範囲に収まっている額なのだろうと思うのですが、申請者の提案によってはこれを変更する可能性も十分あるわけですね。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

条例は上限額ですので、それを下回ることも可能です。例えば現状は、第1駐車場は24時間700円で、第2から第4駐車場は900円で最大料金をやっていますが、それは今の指定管理者の「金額を第1駐車場は下げて利用率を上げる」という提案に基づいています。利用者を第1駐車場に誘導するという指定管理者の提案で、今はそれをやらせていただいていますので、他の事業者もどのような提案をしていただくかということになります。

(小山委員)

例えば1回につき200円、100円というものに変更する可能性はあるということですよ。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

そうですね。条例に上限額1,000円というのはございます。

(小山委員)

1回につき1,000円ですか。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

30分ごと、例えば、普通自動車だったら100円というところも条例で決まっています。

(小山委員)

1時間当たり100円ですとか、1回につき100円とか200円とかという額は、基本的には変わらないということですか。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

変更も可能ですが、基本的には条例が上限額になります。

(小山委員)

ありがとうございます。

(藏田委員長)

他はいかがでしょうか。

非常に初歩的な質問ですが、今はタイムズ24株式会社がやっつけらっしゃるわけですが、仮に他の事業者が指定管理者に選ばれたときに、ゲートとかもろもろ再整備するのですか。それともそのまま使うのですか。もし他事業者でということであれば、移行の方法、回数券の処理をどうするかという箇所を要項では曖昧に緩く書かれているので、少し気になりました。もし事業者が変わられた場合、移行の手続きは想定されているのでしょうか。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

今はタイムズの仕様でやっていますが、事業者が変われば、当然ゲートの仕様などは変わることを想定しています。

(藏田委員長)

1日や2日でできるわけでもないですね。その移行について、何らかの対応を考えて事業者を選ばないといけないと思います。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

もし変わるということであれば、今の指定管理者と次の指定管理者に市も入って、お互いに話し合いながら、どのようにしようかというところは協議をしようと考えています。

(藏田委員長)

公平に考えたときに、今の指定管理者は情報がわかりますが、新たな事業者が提案するとなれば、それがどうなっているのか、また、それをどのように移行していくのかということ公平に情報は公表しないといけないと思います。今のおっしゃった説明だと、圧倒的に現指定管理者が有利だと思います。協議してというのは、決まってから協議するということはありえないと感じます。なぜなら現指定管理者としてはライバル他社に取られたくないわけです。そうすると協議に応じないわけですね。応じない中で「協議をして決めます」というのは、あまりに楽天的過ぎると思いますので、具体的に例えば、4月に変わられたら、4月の1週間は機材の設置のために閉場しますとかということ想定しておくことが必要になります。具体的に指定管理者が変わることが決まっているわけではありませんが、要は、提案する他の事業者がこれを提案するに当たって、「実際に決まってから後から協議です」と聞かされたら、なかなか辛いです。そこら辺、どのように考えていらっしゃるのかなというところはあります。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

実際が変わったときですが、どれぐらいの日数が必要かやどれぐらい機材の入れ替えが可能かということも、それは今の指定管理者と次の指定管理者で当然スムーズにやっていただかないと支障が出ます。これについては市も入りながら市民に影響が少ない形でやるようにお互いに話し合いながら進めていくつもりです。

(山本委員)

本来ならばこの時点で、実際に入れ替えをするときに、どのぐらいの日数が必要なのかや指定管理を受けている業者に、撤去にどのぐらいの時間が必要なのかを示す必要があると思います。要は4月1日から指定管理を受けました。でも、それを取ってもらう時間と自分たちが入れる時間で何日間か収入が入らないのであれば、それを見込んだ上での収支計画をつくらなければいけませんよね。ですから、それは事前情報として出さなければ、収支計算でその分差異が出てきますから、そのあたりは事前に今の要項を出す時点で、その点について何日間必要ですよということをきちんと明示しないと、まず予測が全然違ってきますし、それについての情報がないということはすごく不公平になります。現指定管理者はそのまま受けてしまえばそのことがないわけですから、その期間も運営ができるわけですよね。そうすると収入金額に差が出てきます。ですので、そのあたりの情報はきちんと出さないといけないし、他の業者にとってはすごく不公平なことになると思います。

現指定管理者が指定管理者になったときには、結構な時間が掛かったと思います。全部の駐車場を一度に閉めるのではなくて、順番にやっていったと思うのですよね。ですから、そのときのことも踏まえて、ただ入れるだけではなくて、どけて入れるということなので、

その分余計に時間もかかると思うので、事前にそれは情報として出すべきだと思います。

(藏田委員長)

重ねて言って良いでしょうか。要項の 11 ページに事務の引き継ぎ、移行のことが書いてあります。14 に「原状回復及び事務の引き継ぎ、指定管理者は指定管理期間が終了するとき、または指定が取り消されたとき、速やかに原状を回復して、データを引き渡す等十分な引き継ぎを行うものとします」という様なことですね。市長の承認を得た場合はその限りではないということですが、これは現指定管理者にも言えることですよ。だから、今、申し上げたいのは、現指定管理者がこのまま現状の設備を全て持った状態で提案するという事は避けられません。それは避けられないので、別にそれは構いません。ただ、他の事業者が提案するのに、他の事業者が得られない利益を得た状態で提案をして、その分を良い提案をしたから評価するというのは違うので、その点で言うと、現状、現指定管理者が再提案されたときに、どこまでの分をさっ引くかというところを決めておく必要があると思います。先ほど申し上げたとおり、1 カ月間の収入は基本的に見込まないということも考えられます。

現状として機械は現指定管理者が持っているのですか。市が持っているのですか。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

今の機械は現在の指定管理者が持っています。

(藏田委員長)

現指定管理者はそれに対しての目的外使用料とかは払っているのですか。

(事務局) (安全対策課 藤原担当主査)

そういったことはないです。

(藏田委員長)

だとしたら、他の事業者はそれを新たに設置するところから入らざるを得ないので、現指定管理者にそれを認めたことが今後の指定管理者の募集のときに不公平な扱いにならないようにしなければいけないので、一番わかりやすく言えば、タイムズに撤去してもらってから、もう一度設置するという前提で考えてもらうということなのかもしれません。しかし、それは難しいと思うので、新しく提案される事業者から設置分を引くか、もしくは現指定管理者に、他の事業者が設置をしたものと同じような金額がかかったものとみなして評価するとか、そこは何か考えないと、現指定管理者があまりに有利過ぎると思

いますね。もちろん収入も全然違うでしょうし、掛かる経費もそうです。データもそうですし、その点は少なくともそれを評価から除くこととする。そこを考える必要はあると思います。

(事務局) (熊切安全対策課長)

当然業者が変わる場合もありますし、機種自体をバージョンアップなり変える場合もあると今の委員のお話を聞いて感じたところです。逆に言うとその辺のシステム改良も踏まえて、全取っ替えといったらあれですが、施設ごとで例えば変える場合、どの期間でやっていただけるかという部分も、施設の運営の中で表現をしていただくような提案がいただければと思います。システム全部の改修をどのように行うかに追加して、その今言っている業者が変わるなりというところが、一度に替えた場合にはどのぐらいになるのかという部分も提案させるような形で、今の段階でどこにうまく表現できるかわかりませんが、追加させていただく検討させていただいてよろしいですか。

(藏田委員長)

どうでしょう。公平ではない感じがするのです。新しく提案するところが不利というよりも、現指定管理者が圧倒的に有利過ぎると感じます。

(事務局) (熊切安全対策課長)

スタートラインがゼロの段階で、例えば、設置するのにどのぐらいかかるかで始まらないということですね。

(藏田委員長)

通常そういうことは起こらないですね。指定管理というのは、ハードではなくてソフトの管理になります。基本的には施設の設備は全部行政が持っていて、その運営管理を行ってもらいます。一部追加で施設整備をする部分について、指定管理者がやるにしても、原状回復なり無償譲渡で市に帰属させるというのが通常のパターンです。機器を市が持っていれば、それは次の事業者に移行しますよという形で条件になるのですが、それが現指定管理者のものなので、そこをどうするかというのは検討が必要かもしれません。

(事務局) (熊切安全対策課長)

はい。

(藏田委員長)

駐車場の収入は、キャッシュフローとしては、数日間・数週間違うだけでかなり違うと思います。

(山本委員)

皆さん春先は市役所に手続きにいらっしゃいます。だから4月の頭に何日間か営業できないというのはかなり収支としても大きいと思うのですね。

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

一番は条件に差異でないということが良いのですが、なかなか機械・設備もでするので難しさもあります。こういった駐車場の指定管理は他市でもやっていたらと思うので、その辺の事例も見ながら、検討できればと思います。

(藏田委員長)

通常、設置撤去までが指定管理だと思います。現状が続くことを前提で考えていますが、そういった機器は本来だったら指定管理期間で撤去することが基本だと思います。

(事務局) (白鳥行政改革推進室長)

検討いたします。

(藏田委員長)

そうですね。別に現指定管理者が憎いということではなくて、より良い事業者がこの資産をより有効に活用していただくこともできるかもしれないという点を考えています。駐車場の競争が結構激しいのでより良いシステム、例えば、交通の渋滞解消とかはもしかしたら現指定管理者ではない事業者の方が得意かもしれませんので、例えばそのようなところを考えたときに、より良い提案を市民のために選ぶことを考えた場合の公平性をきちんと担保したいという思いになります。

(熊切安全対策課長)

検討させていただきます。

(藏田委員長)

よろしくお願ひしたいと思います。

修正事項については、大きくは2つでしょうか。1つは収支の部分の書き方、考え方、及び事業計画書と別紙のリンクの仕方になります。あと、評価の仕方も含めて、1項目5

点満点で見るとどうかも含めて、そこを考えていただくということになります。2点目は、現指定管理者と今回新たに提案をいただく参加事業者が不公平にならないようにするということになります。違いはあるので、同じにする必要はないと思うのですが、違う提案でも、ここを補正すれば、同じ部分で比べられますというところが設定できれば良いという気もします。現事業者と新たに提案される事業者の不公平がないように、評価できるところは「ここです、ここを提案してください」という様な形の表現の仕方なり、評価の仕方を募集要項や様式、評価表などで検討いただければと思います。

では、以上の2点を修正いただいた上で御承認をいただくということによろしいでしょうか。

【異議なしの声】

(蔵田委員長)

事務局には時間がない中での修正になりますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。事務局から何かございますでしょうか。

(事務局) (行政改革推進室 大橋主任)

今後のスケジュールにつきましては、募集要項に記載のとおり、令和元年8月9日を目途に、公募を開始いたします。

なお、本日、委員の皆様方からいただきました御指摘につきましては、資料に反映させた上、事務決裁を経て公募を開始いたしますのでよろしくお願ひいたします。

また、本日御審議いただきました茅ヶ崎市駐車場に関する次回の本委員会につきましては、10月に開催を予定しており、書類及び応募者の面接審査を行っていただきます。

なお、応募者が4者以上であった場合には、2回委員会を開催させていただきこととし、1回目は書類審査のみを行う委員会を開催し、その評価点の高かった上位3者について、2回目の委員会で面接審査を実施させていただこうかと考えております。

今後の本委員会の詳細につきましては、後日開催通知にて御案内させていただきます。本日御持参いただいている共通資料については次回も御持参いただきますようお願いいたします。

(蔵田委員長)

他に何かございますか。ないようでしたら、以上を持ちまして、本日の委員会を終了いたします。皆様お疲れ様でした。どうもありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 小山 道昭